

選考試験の概要

第1次試験

■筆記試験

教科専門試験、一般教養・教職専門試験

第2次試験

■論文試験

校種・養護教諭ごとの教育に関するテーマによる論文
※論文試験は第2次試験ですが、第1次試験日に第1次試験
受験者全員に実施します

■模擬授業

指定されたテーマに沿った模擬授業

■個人面接

■実技試験

一部の教科で実施

●ホームページで試験の種類ごとの評価の観点を公開する予定です

本年度実施試験での変更点

●特別選考「社会人経験者ア」の資格要件緩和

社会人経験者特別選考は、多様な人材の確保に向けて平成19年度より実施しています。令和2年度実施要項では、資格要件を「法人格を有する民間企業、官公庁等で常勤社員・職員として過去5年間に通算3年以上の勤務経験」としていましたが、さらに広く人材を募集する観点から、常勤社員・職員という雇用形態の要件をなくし、「法人格を有する民間企業、官公庁等で過去5年間に通算3年以上の勤務経験」とすることで、会社経営者や派遣社員、契約社員等の経験がある方も特別選考の対象者となります。

※詳細は実施要項をご覧ください。

令和4年度以降に予定している変更点

●特別選考「前年度試験実績者」の新設

令和3年度実施試験の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭区分における第2次試験の不合格者のうち成績が上位の方を対象に、令和4年度実施試験では、特別選考「前年度試験実績者」の実施を予定しています。

特別選考「前年度試験実績者」においては、一般教養・教職専門試験に加えて、教科専門試験も免除とします。また、小学校、特別支援学校区分の対象者のうち、希望する方については、臨時的任用職員として優先的に任用することとします。

私らしく かながわで

■神奈川の障がい者雇用について

神奈川県では全国に先駆け、障がいの有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹にすえた「支援教育」の推進に取り組んできました。障がいのある人が教員として教壇に立つことは、「支援教育」をさらに進めることのみならず、子どもたちに対する極めて高い教育的効果が期待されることから、障がいのある人の採用を積極的に進めています。

■障がいのある人を対象とした特別選考について

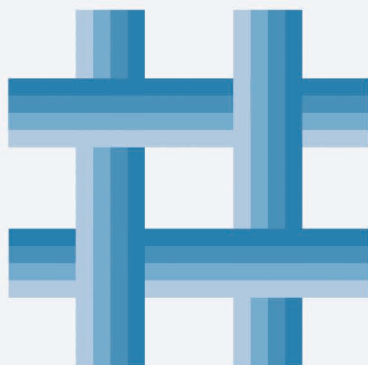
神奈川県では、本年度募集の全ての校種等・教科を対象とし、「障がいのある人を対象とした特別選考」を実施しています。試験の実施にあたっては、必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場の配慮をします。また、障がいの種類や程度によって実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応も行います。

■採用後の配属の職場環境の配慮

障がいの種類や程度を勘案して配属します。

この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します

平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



ともに生きる社会 かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます